

融解胚移植に関する同意書

説明医師 菊地 盤

- 胚移植は不妊の治療、およびその他の生殖医療の手段として行われる医療行為であり、その実施に際しては倫理的・法的・社会的規範に十分配慮したうえで施行します。
- 日本産科婦人科学会のガイドラインに従い、法律上の婚姻関係のある方又は事実婚の関係のある方を対象とさせていただきます。施行後に事実でない事が判明しましても当院では一切の責任を負いません。
- 融解胚は採卵を受けた女性に移植されるものであり、施行毎に被実施者夫婦の同意を取得し、同意文書を保管します。
- 胚移植日前日までにこの同意書の提出がない場合は融解胚移植を行うことはできません。
- 治療手技がキャンセルまたは不成功に終わり、妊娠に至らない可能性があります。
- 融解した胚の状態によっては胚移植が実施できない場合があります、またその胚は廃棄処分されます。
- 凍結延長管理料金の入金に不備がある場合、移植を見合わせる場合がございます。

医療法人社団桐杏会メディカルパーク横浜 院長殿

私たちは、上記項目について内容を理解した上で、このたび融解胚移植を行うことに同意します。

同意年月日 西暦 年 月 日 住所 _____



婦人科

MEDICAL PARK YOKOHAMA
メディカルパーク横浜

ご本人氏名：診察券番号 _____ :

パートナー氏名(続柄)：診察券番号 _____ :